

栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月24日

栗東市監査委員 井之口 秀行

栗東市監査委員 小竹 庸介

財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象および監査期日

1 財政援助団体

コミュニティセンター金勝管理運営委員会 平成30年5月21日

コミュニティセンター治田管理運営委員会 平成30年5月23日

コミュニティセンター治田東管理運営委員会 平成30年5月23日

（以下書類審査）

コミュニティセンター葉山管理運営委員会

コミュニティセンター葉山東管理運営委員会

コミュニティセンター治田西運営委員会

コミュニティセンター大宝管理運営委員会

コミュニティセンター大宝東管理運営委員会

コミュニティセンター大宝西運営委員会

平成30年5月2日～平成30年5月23日

2 出資団体監査

栗東市商工会 平成30年8月7日

第3 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 寺田 範雄 ・ 小竹 庸介

第4 監査の概要

1 監査対象範囲

平成29年度における市から補助している資金に係る出納その他の事務の執行について

2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

第5 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○書類監査の中で収支決算書の支出科目の誤りが見受けられた。決算監査を受ける前に、主管課として業務内容及び予算執行について定期的な点検を行うとともに、事務処理について適切な助言・指導を行い、今後改善に努めるよう図られたい。

2 出資団体監査

(栗東市商工会に対する意見)

○監査の範囲内において、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

会員企業の巡回経営支援において会員企業の動向・課題を把握し、経営面の支援を進められ、会員の拡大に繋がりたい。今後も地域経済活性化になお一層寄与されることを期待する。

(主管課に対する意見)

○監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

財政援助団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

公の施設の指定管理監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管

理者監査

第2 監査の対象

1 栗東芸術文化会館さきら

指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

所管部署 教育部 スポーツ・文化振興課

第3 監査の期間

平成30年8月10日から平成30年9月20日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 小竹 庸介

第5 監査の方法

公の施設の平成29年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に外向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

(1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

カ 経費節減は図られているか。

キ 住民の平等利用は確保されているか。

(3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。

- イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 指定管理の概要

栗東芸術文化会館

- (1) 指定管理者名称
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 指定の意義

芸術文化会館の管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、芸術文化の振興及び地域福祉の一層の増進を図る。

(3) 業務の範囲

主たる業務

- ア 自主事業の計画、実施に関する業務
- イ 市より委託された事業の協議、計画及び実施に関する業務
- ウ 芸術文化団体等の育成に関する業務
- エ 芸術文化育成事業の継続に関する業務
- オ 本施設の受付、案内に関する業務
- カ 施設予約管理システムの保守点検に関する業務
- キ 本施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ク 本施設の利用料の徴収に関する業務
- ケ 本施設の利用に伴う付属設備、備品類の貸出しに関する業務
- コ 本施設の利用者の利用の確保に係る業務
- サ 本施設の市主催事業の優先利用の確保
- シ その他本施設の設置目的を達成するために必要な業務

その他の業務

- ア 本施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ 本施設の保安警備に関する業務
- ウ 本施設の清掃に関する業務
- エ 備品類の管理・調達に関する業務
- オ 防火、防災に関する業務
- カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日

(5) 指定管理費

平成29年度 141,619,000円

(6) 決算額

平成29年度 141,619,000円

(7) 施設の概要

- ア 名称 栗東芸術文化会館さきら
- イ 所在地 栗東市糺二丁目1番28号
- ウ 開館時期 平成11年10月
- エ 施設概要

① 敷地面積 28,136.97㎡

② 建物概要

構造 鉄筋コンクリート（RC）造

建築面積 6,977.29㎡ 延床面積 11,751.04㎡

規 模	地下1階、地上5階	
施設内容	大ホール 810席	中ホール 406席
	小ホール 200席	
	楽屋1 洋室 定員 3名、	楽屋2 洋室 定員 3名
	楽屋3 洋室 定員 3名、	楽屋4 洋室 定員25名
	楽屋5 洋室 定員20名、	楽屋6 洋室 定員20名
	楽屋7 洋室 定員20名、	楽屋8 和室 定員 4名
	楽屋9 洋室 定員 3名	
	控 室 洋室 定員 3名	
	展示室	153㎡
	練習室1 定員 5名、	練習室2 定員 8名
	練習室3 定員25名、	練習室4 定員70名
	スタジオ 定員 5名、	研 修 室 定員60名
	和 室 8畳+6畳 定員30名、	託児室 定員10名
	事務室 99.29㎡、	管理室 16.72㎡等
	シンボル広場 5,625㎡	
	駐車場 (39台、搬入用2台)	

③ その他の付属施設

機械室	51.84㎡、	屋外便所	40.95㎡
自転車置場	138.92㎡、	四阿	20.25㎡

第8 監査の結果

平成29年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 栗東芸術文化会館さくら

(1) 指定管理者

平成29年度決算は黒字が計上された。これは自主事業のチケット販売の増加や施設の利用料金収入の増加に加え、管理費の縮減など努力をされた結果として評価できる。今後もさらなる利用者の増加を図り、文化芸術の発信拠点としてノウハウを活かした事業展開がなされることを期待する。

また、施設管理においては利用者の安全確保は最優先事項であることから日頃の施設点検と、必要に応じた修繕を確実に行うなど十分な対策を講じて事故防止に努められたい。

(2) 所管部署

施設の老朽化に伴い、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要があることから、優先度を把握した改修計画を策定し、施設の長寿命化に努められたい。所管課においては、情報の共有など指定管理者との連携を密にしてさまざまな事案の対応に努められたい。

以 上